

目次

民事執行法

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条の二）
第二章 強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第三章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第四章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第五章 船舶に対する強制執行	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）
第六章 動産に対する強制執行	第二款 船舶に対する強制執行（第一百十二条—第一百二十二条）
第七章 債権執行等	第三款 動産に対する強制執行（第一百二十二条—第一百四十二条）
第八章 強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第九章 債権執行等	第一目 債権執行等（第一百四十三条—第一百六十七条）
第十章 債権執行（第一百六十八条—第一百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第一百六十七条—第一百六十七条）
第十一章 債権の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十八条）	第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十九条）
第十二章 担保権の実行としての競売等	第三章 担保権の実行としての競売等（第一百八十条—第一百九十五条）
第十三章 債務者の財産状況の調査	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 財産開示手続（第一百九十六条—第二百三十三条）	第五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）
第十五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	附則
第十六章 総則（趣旨）	第一章 総則

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（執行裁判所）	か、この法律の定めるところによる。
	（執行機関）	（執行裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う）
	（執行人）	（執行官が行う執行処分をもつて執行裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関する裁決に対する執行官が行う）
	（執行抗告）	（執行裁判所の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする）
	（執行抗告）	（執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。）

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（審尋）	（第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他の参考人を審尋することができる。）
	（執行官等の職務の執行の確保）	（第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。）
	（執行抗告の理由の記載がないとき）	（第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）
	（执行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反しているとき）	（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）
	（执行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反しているとき）	（第九条 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。）

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（身分証明書等の携帯）	（身分証明書等の携帯）
	（執行抗告）	（第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。）
	（執行抗告）	（第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。）
	（執行抗告）	（第十一条 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに対するは、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に対しても、同様とする。）
	（取消決定等に対する執行抗告）	（第十二条 民事執行の手続を取り消す旨の決定に対しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に対しても、同様とする。）
	（前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。）	（第十三条 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所での手続については、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。）
	（前項の規定により執行抗告をすることができる裁判は、確定しなければその効力を生じない。）	（第十四条 執行裁判所に対し民事執行の申立てをするときは、申立人は、民事執行の手続に必要な費用として裁判所書記官の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、裁判所書記官が相当の期間を定めてその不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。）
	（前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。）	（第十五条 第一項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。）
	（申立人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手続を取り消すことができる。）	（第十六条 第一項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。）

異議の訴えの提起前においても、することができる。

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

5 第一項又は第三項の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。（終局判決における執行停止の裁判等）

第三十七条 受訴裁判所は、執行交付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する处分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができない。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

2 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。（第三者異議の訴え）

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

2 前項の規定による裁判は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。前一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。（強制執行の停止）

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

1 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本又は記録事項証明書

2 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本又は記録事項証明書

3 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

4 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本又は電子調書（民事訴訟法第一百六十条第一

項に規定する電子調書をいう。第一百六十七条规定の二第一項第四号において同じ。）の記録事項証明書

四二 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した調停の調書又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたこと

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

九 前項第八号に掲げる文書のうち弁済を受けた旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

三 第一項第八号に掲げる文書のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。（執行処分の取消し）

四 前項第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならぬ。

五 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。（債務者が死亡した場合の強制執行の続行）

六 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

七 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

八 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行

（不動産執行の方法）

第一目 通則

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のため、特別代理人を選任することができる。

三 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。

（執行費用の負担）

第四十二条 強制執行の費用で必要なもの（以下「執行費用」という。）は、債務者の負担とする。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、執行費用は、その執行手続に付随して、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。

三 強制執行の基本となる債務名義（執行証書を除く。）を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾、調停若しくは労働審判の効力がないことを宣言する判断が確定したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

四 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

五 前項の申立てについての裁判所書記官の処分に対するは、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

六 執行裁判所は、第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

七 第五項の規定による異議の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

八 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、執行裁決等）

（開始決定等）

九 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その後決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

10 第四十六条 差押さえの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押さえの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。

11 第四十七条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。

12 第四十八条 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。

四四四 不動産執行については、その所在地において、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。（前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあつては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

一 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがって存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

二 延期の場合は、その土地に対する強制執行については事件を他の管轄裁判所に移送することができる。

三 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。

四 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。

五 第二日 強制競売

（開始決定等）

六 第四十九条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その後決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

七 第五十条 前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができない。

八 第五十一条 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行

（不動産執行の方法）

第一目 通則

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のため、特別代理人を選任することができる。

三 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。

（執行費用の負担）

第四十二条 強制執行の費用で必要なもの（以下「執行費用」という。）は、債務者の負担とする。

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本又は電子調書（民事訴訟法第一百六十条第一

の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条二の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

（代金の納付） 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

（代金の納付） 売却許可決定が確定したときは、買受人が買受けの申出の保証として提供した金銭及び前条第一項の規定により納付した金銭は、代金に充てる。

（代金の納付） 買受人が第六十三条第二項第一号又は第六十八条の二第二項の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを代金に充てる。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

（代金の納付） 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済の交付の日に納付することができない。ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があったときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

（代金の納付） 裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、第一項の期限を変更することができる。

（代金の納付） 第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

（不動産の取得の時期） 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

（不動産の取得の時期） 第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

（代金不納付の効果） 第八十一条 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

2 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

（法定地上権）

の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至つたときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

（代金納付による登記の嘱託） 第八十二条 買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を嘱託しなければならない。

あつては、九月）を経過したときは、前項の申立てをすることができない。

第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

一項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる債権者により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。

第一項の申立てについての裁判に対してもは、その効力を生じない。

第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

第一項の申立てについての裁判に対してもは、その効力を生じない。

第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

3 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

第一項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる債権者により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。

第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

に効力が生じていたものは、その効力を停止する。

第一項の差押命令又は差押処分の債権者、同項の差押命令又は差押処分が効力を停止する時までに当該債権執行（第四百四十三条に規定する債権執行をいう。）又は少額訴訟債権執行（第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。）の手続において配当要求をした債権者及び前項の仮差押命令の債権者は、第七条第四項の規定にかかるらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

（管理人の選任）

第九十四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

第二項 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

（管理人の権限）

管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を貸貸するには、債務者の同意を得なければならぬ。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

4 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対しても足りる。（強制管理のための不動産の占有等）

5 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができる。

6 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

7 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。（建物使用の許可）

第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないとときは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事実上夫

婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができます。

第二項 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

（収益等の分与）

第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に對し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

（管理人の監督）

第九十九条 第二項の規定は前項の規定による決定について準用する。

（管理人の注意義務）

管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害關係を有する者に対し、連帶して損害を賠償する責めに任ずる。（管理人の報酬等）

（管理人の報酬）

第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

（管理人の解任）

前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。

（管理人の解任）

重要なお事由があるときは、執行裁判所は、利害關係を有する者の申立てにより、又は職權で、管理人を解任することができる。この

場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

3 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。（建物使用の許可）

第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行

裁判所に計算の報告をしなければならない。（強制管理の停止）

第一項の期間の満了までに強制管理の申立

で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

第二項 前項の規定により供託された金銭の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することによって、当該申立てが最初の強制管理の開始決定に係る差押えの登記前に登記（民事保全法第五十三条第二項に規定する保全登記を含む。）がされた担保権に基づくもの

（配当要求）

第一百十五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び第八十一条第一項各号に掲げる文書により一般的な先取特権を有することを證明した債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。

（配当等に充てるべき金銭等）

配当等に充てるべき金銭は、第九十八条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に対して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。

（配当等による配当等の実施）

管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

（管理人のによる配当等の実施）

管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

（執行裁判所による配当等の実施）

第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

（弁済による強制管理の手続の取消し）

第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

（執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。）

各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。

（強制競売の規定の準用）

第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項、第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条の規定は強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第六项本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第十八項に規定する場合を除き、前項に規定する

口 第一項の期間の満了までに一般の先取権の実行として第一百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの（口に掲げるものを除く。）

ハ 第一項の期間の満了までに第八十九条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの（口に掲げるものを除く。）

二号に規定する担保不動産収益執行の申立てを、当該申立てが最初の強制管理の開始決定に係る差押えの登記前に登記（民

事保全法第五十三条第二項に規定する保全登記を含む。）がされた担保権に基づくもの

の

二 仮差押債権者（第一項の期間の満了までに強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたものに限る。）

三 第一項の期間の満了までに配当要求をした債権者

受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立てでは、配当要求の効力を生ずる。先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件のために差し押さえられたものとみなす。

第二項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は併合の時に、動産執行事件において差し押さえられたものとみなし、仮差押執行事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が取り消されたときは、動産執行事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、仮差押執行事件において仮差押えの執行がされたものとみなす。

(差押えの効力が及ぶ範囲)

第一百一十六条 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の產出物に及ぶ。

(差押物の引渡命令)

差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

前項の申立ては、差押物を第三者が占有していることを知つた日から一週間以内にしなければならない。

第一項の申立てについての裁判に対する執行抗告をすることができる。

第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第一百一十七条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

(剩余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止等)

第一百一十九条 差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)

第一百三十二条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

一、債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二、債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料

三、標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四、主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができる種子その他これに類する農産物

五、主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六、技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七、実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八、仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九、債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十、債務者はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一、債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

(十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの)

第一百三十三条 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四、建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十四条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせて強制執行の停止を命ずることができる。

第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

第三項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(先取特権者等の配当要求)

第一百三十五条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

第一百三十六条 執行官は、差押物を売却するにあつた場合は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。

(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)

第一百三十七条 第六十五条及び第六十八条の規定による有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押された場合において、その

期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

(執行停止中の売却)

第一百三十九条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2、執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

(執行官による配当等の実施)

第一百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金額若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

前項に規定する場合を除き、売得金等の配当は、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。

(有価証券の裏書等)

第一百四十一条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。

2、執行官は、その協議に従い配当を実施することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3、前項の協議が調わないとときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2、前項に規定する場合を除き、売得金等の配当を実施する場合について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百四十二条 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のほか、売得金については執行官がその交付を受けるまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。

(執行官の供託)

第一百四十三条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲

げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号又は第二号において準用する第一百八十三条第一項第二号ホに掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

(執行裁判所による配当等の実施)

第一百四十二条 執行裁判所は、第一百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、

前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

2 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行

第一回 債権執行等

(債権執行の開始)

第一百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第二回 債権執行について

債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の普通裁判籍がないときは差し押さるべき債権の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押えに係る債権(差押命令により差し押さえられた債権に限る。以下この目において同一。)について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(差押命令)

第五回 債権証書の引渡し

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に對し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に對し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

4 判決所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、第一百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。

5 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送达された時に生ずる。

6 差押命令の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

7 執行裁判所は、債務者に對する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に對し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出(第二十条において準用する民事訴訟法第一百十条第一項各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立て。次項において同じ。)をすべきことを命ずることができる。

8 執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。

(差押えの範囲)

第一百四十六条 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

2 差し押さえた債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。

(第三債務者の陳述の催告)

第一百四十七条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に對し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による催告に対しても、故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(債権証書の引渡し)

第一百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に對し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第一百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第一百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押えは仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押えの効力も、同様とする。

(先取特権等によつて担保される債権の差押えの登記等の嘱託)

第一百五十条 登記又は登録(以下「登記等」といいう。)のされた先取特権、質権又は抵当権によつて担保される債権に對する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てによつて、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

(継続的給付の差押え)

第一百五十二条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押さえてはならない。

2 前項の規定により開始する債権執行においては、その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押さえてはならない。

3 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権については、その給付の四分の三に相当する部分は、差し押さえてはならない。

4 債務者が前条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「二分の一」とする。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第一百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえではなくない債権の部分について差押命令を發することができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条及び第七百六十六条の規定を同法第七百四十九条、第七百七一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十三条までの規定による扶養の義務

2 前項の規定により開始する債権執行においては、各定期金債権について、その確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権のみを差し押さえることができる。

(差押禁止債権)

第一百五十四条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押さえてはならない。

2 前項の規定により開始する債権執行においては、その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押さえてはならない。

3 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権については、その給付の四分の三に相当する部分は、差し押さえてはならない。

4 債務者が前条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「二分の一」とする。

(差押禁止債権の範囲の変更)

立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に對し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。	4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。
5 第二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。	5 第二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。
6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した	6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した
とが能够することとなつた日から二年を経過した	い。

第一百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。	2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。
3 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。	3 前項の配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
4 差押債権者の金銭債権の取立て	4 差押債権者の金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。
5 差押債権が送達された金銭債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者の債権に第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く)における前項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とする。	5 差押債権者が前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。
6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日(前項又はこの項の規定による届け出をした場合については、最後に当該届出をした日)次項において同じ)から第三項の支払を受けることなく二年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならない。	6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日(前項又はこの項の規定による届け出をした場合については、最後に当該届出をした日)次項において同じ)から第三項の支払を受けることなく二年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならない。

第一百五十五条 第三百債務者は、差押えに係る金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対する債権を却下することができる。	8 差押債権者が第五項の規定による届出(差し押さえた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く)又は第五項の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失う。
第一百五十六条 第三百債務者は、差押めにより差し押さえられた金銭債権(差押命令により差し押さえられた金銭債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる)	7 差押債権者が前項の規定による届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。
第一百五十七条 差押債権者が第三債務者に対する債権(差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。以下この条及び第一百六十二条の二において同じ)の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。	8 差押債権者が第四項の規定による届出(差し押さえた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く)又は第五項の規定による届出を受けてから一週間の不変期間内に第四項の規定による届出(差し押さえた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く)又は第五項の規定による届出をしたときは、執行裁判所は、差押債権者が前項の規定による届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。
第一百五十八条 差押債権者は、債務者に對し、差押さえられた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。	5 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。
第一百五十九条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令(以下「転付命令」という)を発することができる。	4 前条第二項又は第三項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならぬ。

第一百六十条 転付命令が効力を生じた場合においては、差押債権者と第三債務者との間に執行裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえたものに對し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。	4 命令に係る金銭債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。
第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した	5 第一百六十二条第一項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第二項の規定は管理命令について、第一百五十九条第七項の規定は譲渡命令に代わり、第三債務者に對し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。
第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した	6 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に對し、第三債務者に對し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。
第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した	7 第一百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第二項の規定は管理命令について、第一百五十九条第七項の規定は譲渡命令に代わり、第三債務者に對し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。

九十九条から第一百四条まで並びに第一百六条から第一百十条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百六十二条第七項において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(供託命令)

第一百六十二条 次の各号のいずれかに掲げる

場合には、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきことを第三債務者に命ずる命令(以下この条及び第一百六十七条第十において「供託命令」という。)を発することができる。

一 差押債権者は又はその法定代理人の住所又は

氏名について第二十条において準用する民事

訴訟法第一百三十三条第一項の決定がされたと

二 債務名義に民事訴訟法第一百三十三条第五項

(他の法律において準用する場合を含む。)の規定により定められた差押債権者は又はその法定代理人の住所又は氏名に代わる事項が表示

されているとき。

2 供託命令は、第三債務者に送達しなければな

らない。

3 第一項の申立てを却下する決定に対しても、

執行抗告をすることができる。

4 供託命令に対しては、不服を申し立てること

ができる。 (船舶の引渡請求権の差押命令の執行)

債権者は、債務者に対する差押命令が送達され

た日から一週間を経過したときは、第三債務者

に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

2 前項の規定により保管人が引渡しを受けた船

舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。

3 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売

の開始決定がされたときは、その保管人は、第

百六十二条第一項の規定により選任された保管人

とみなす。 (動産の引渡請求権の差押命令の執行)

第一百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達され

た日から一週間を経過したときは、第三債務者に對し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。

第一百六十四条 第百五十条に規定する債権につい

て、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じたとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者は又は買受人のために先取特權、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

2 前項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く。)においては、嘱託書に、

転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の謄本を添付しなければならない。

3 第一項の規定による嘱託をする場合においては、不動産登記法(平成十六年法律第百二十号)第十六条第二項(他の法令において準用する場合を含む。)において準用する第一項の規定による嘱託をする場合は、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の内容を証する情報

を提供しなければならない。

4 第一項の規定による嘱託を要する登録免許税

は買受人の負担とする。

5 第百五十条の規定により登記等がされた場合

において、差し押さえられた債権又は同条第二項に規定する債

権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上)の債権に第一百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭

債権が含まれているときを除く。)には、債務者に對して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

(その他の財産権に対する強制執行)

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例によ

る。

6 前項の規定による嘱託に要する登録免許税そ

の他の費用は、同項に規定する差押債権者又

は債務者の負担とする。

7 前項の規定による嘱託に要する登録免許税そ

の他の費用は、同項前段の場合にあつては債務

者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押

債権者の負担とする。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百六十五条 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第一百五十六条第一項から第三

項までの規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達され

た時

三 売却命令により執行官が売却金の交付を受

けた時

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつて

は、執行官がその動産の引渡しを受けた時

(配当等の実施)

第一百六十六条 執行裁判所は、第一百六十一条第七

項において準用する第一百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第百五十六条第一項から第三項まで又は第

百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合

三 第百六十三条第二項の規定により売却金が提出された場合

四 第百五十六条第一項から第三項まで又は第

百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合

三 第百六十三条第二項の規定により売却金が提出された場合

四 第百五十六条第一項から第三項まで又は第

百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

三 差押さえられた債権が第一百五十二条第一項

各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債

権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上)の債権に第一百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭

債権が含まれているときを除く。)において準用する第一項の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の内容を証する情報

を提供しなければならない。

5 第百五十二条までの規定は、前項の規定により執

行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

3 差押さえられた債権が第一百五十二条第一項

各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債

権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上)の債権に第一百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭

債権が含まれているときを除く。)において準用する第一項の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の内容を証する情報

を提供しなければならない。

4 第百五十二条までの規定は、前項の規定により執

行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

2 その他の財産権に対する強制執行

(その他の財産権に対する強制執行)

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外

の財産権(以下この条において「その他の財産

権」という。)に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例によ

る。

は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の処分の制限について登記等をしなければその効力が生じないものに対する差押えの効力は、差押えの登記等が差押命令の送達後にされた時に生ずる。

二 項の規定による和解又は認諾の調書又は他の財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

第二日 少額訴訟債権執行の開始等

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

日の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一 少額訴訟における確定判決

二 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決

三 少額訴訟における訴訟費用又は和解の費用

の負担の額を定める裁判所書記官の处分

四 少額訴訟における和解又は認諾の調書又は電子調書

五 少額訴訟における民事訴訟法第二百七十五

条の規定による和解に代わる決定

前項の規定により裁判所書記官が行う同項の

二条の規定にかかるわらず、申立てにより、この

日の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一 少額訴訟における確定判決

二 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決

三 少額訴訟における訴訟費用又は和解の費用

の負担の額を定める裁判所書記官の处分

四 少額訴訟における和解又は認諾の調書又は電子調書

五 少額訴訟における民事訴訟法第二百七十五

条の二第一項の規定による和解に代わる決定

前項の規定により裁判所書記官が行う同項の

二条の規定にかかるわらず、申立てにより、この

日の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一 第一項第一号に掲げる債務名義 同号の判

決をした簡易裁判所

二 第一項第二号に掲げる債務名義 同号の判

決をした簡易裁判所

三 第一項第三号に掲げる債務名義 同号の和

解が成立し、又は同号の認諾がされた簡易裁

判所

四 第一項第四号に掲げる債務名義 同号の和

解に代わる決定をした簡易裁判所

五 第一項第五号に掲げる債務名義 同号の和

同じ。)について更に差押処分がされた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「差押命令を発した執行裁判所」とあるのは、「差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所」と、「執行裁判所は」とあるのは、「裁判所書記官は」と、「他の執行裁判所」とあるのは、「他の簡易裁判所の裁判所書記官」と、同条第四項中「決定」とあるのは、「裁判所書記官の处分」と読み替えるものとする。

6 及び同条第三項の規定を準用する。この場合においては、前二項について準用する。

7 第二項において読み替えて準用する第四百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の处分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならぬ。

8 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

り消された金銭債権について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

た時に第二項に規定する地方裁判所にそれ
れ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てが
あつたものとみなし、既にされた執行処分その
他の行為は債権執行の手続においてされた執行
処分その他の行為とみなす。

(配当等のための移行等)

第二百六十七条の五
民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分に
おいて、債務者に対し金銭債権の取立てその他
の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務
者への弁済を禁止しなければならない。

2 第四百四十五条第二項、第三項、第五項、第七
項及び第八項の規定は差押処分について、同条
第四項の規定は差押処分を送達する場合につい
て、それぞれ準用する。この場合において、同
項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とある
のは、「第一百六十七条の八第一項又は第二項」
と、同条第七項及び第八項中「執行裁判所」と
あるのは、「裁判所書記官」と読み替えるものと
する。

3 差押処分の申立てについての裁判所書記官の
処分に対する執行異議の申立ては、その告知を
受けた日から一週間の不变期間内にしなければ
ならない。

4 前項の執行異議の申立てについての裁判に對
しては、執行抗告をすることができる。

5 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押
処分の申立てについての裁判所書記官の処分に

5 第一百六十七条の八 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定により少額訴訟債権執行の手続を取り消す旨の裁判所書記官の处分は、確定しなければその効力を生じない。
(第三者異議の訴えの管轄裁判所)

(差押禁止債権の範囲の変更)

第二百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第百六十七条の十四第一項において準用する第百五十二条の規定により差し押さえではない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押処分が取

わがの命令を求めるとするときは、差押債権者は、執行裁判所に對し、転付命令等のうちからして、債権執行の手続に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。

2 前項に規定する命令の種別を明らかにしてされた同項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならぬ。

3 前項の規定による決定が効力を生ずる前に既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

4 第二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項の申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をることができる。

6 第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがな

人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

4 前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられたときは、執行裁判所は、同項の規定にかかわらず、その所在地を管轄する地方裁判所又は当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令を発した執行裁判所が第一百六十一條第七項において準用する第一百九条の規定又は第百六十六条规定第二号の規定により配當等を実施するときは、執行裁判所は、当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

3 第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による執行異議の申立てがあつた場合について適用する。

2 前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対する執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。

1 ある場合を除き、相当と認める方法で告知めがあることによつて、その効力を生ずる。

い。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による読み替えて適用する同条第一項の規定による裁判所書記官の处分については、適用しない。

3 四条第四項の規定による裁判所書記官の处分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

官の処分に対する執行異議の申立ては、その生知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

4 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。
(転付命令等のための移行)

第一百六十七條の十 差押えに係る金銭債権について
て転付命令、譲渡命令等又は供託命令（以下「
の条において「転付命令等」という。）のいざ

金銭債権について更に差押命令又は差押処分を發せられたときは、執行裁判所は、同項に規定する地方裁判所における債権執行の手続のほか、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続にも事件を移行させることができる。

3 第一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二

（執行裁判所）
第一百六十七条の三 少額訴訟債権執行の手続において
裁判所書記官が行う執行処分に関しては、
その裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。
(裁判所書記官の執行処分の効力等)
第一百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手続にお

8 第二項において読み替えて準用する第一百四十五条第八項の規定による裁判所記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。
（費用の予納等）

(配当要求)
第一百六十七条の九 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に対し、配当要求をすることができる。
2 第百五十四条第二項の規定は、前項の配当請求があつた場合について準用する。

託がされた場合において、債権者が二人以上で
あつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の
全部を弁済することができないため配当を審査
すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄
する地方裁判所における債権執行の手続に事
件を移行させなければならない。

前項に規定する場合において、差押えに係る

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三)

(四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(保全処分に関する経過措置)

第八条 施行日前にされた第三条の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民事執行法」という。)第五十五条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項(これらは規定を旧民事執行法第八十八条において準用する場合を含む)又は旧民事執行法第八十七条の二第一項若しくは第二項の申立てに係る事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(差引き納付に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧民事執行法第七十八条第四項後段の異議の陳述又は申出があつた場合における買受人が同項後段の金銭を納付すべき期限及び配当異議の申出をした債権者又は債務者が旧民事執行法第九十条第六項の規定による証明等をすべき期限については、なお従前の例による。

(強制管理の手続に関する経過措置)

第十条 施行日前に申し立てられた強制管理の事件について、施行前にした旧民事執行法の規定による執行処分その他の行為は、第三条の規定による改正後の民事執行法の適用について、同法の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

(差押禁止動産に関する経過措置)

第十二条 施行日前に申し立てられた旧民事執行法第八十二条第一項に規定する動産執行又は一般の先取特権の実行としての旧民事執行法第一百三十一条の規定による改正後の民事執行法第百三十二条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における差し押さえはならない債権について)

第十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(保全処分に関する経過措置)

第十四条 施行日前にされた第三条の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民事執行法」とい

う。)第五十五条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項(これらは規定を旧民事執行法第八十八条に

おいて準用する場合を含む)又は旧民事執行法第八十七条の二第一項若しくは第二項の申立てに係る事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(差引き納付に関する経過措置)

第十五条 施行日前に旧民事執行法第七十八条第四項後段の異議の陳述又は申出があつた場合における買受人が同項後段の金銭を納付すべき期限及び配当異議の申出をした債権者又は債務者が旧民事執行法第九十条第六項の規定による証明等をすべき期限については、なお従前の例による。

(強制管理の手続に関する経過措置)

第十六条 施行日前に申し立てられた強制管理の事件について、施行前にした旧民事執行法の規定による執行処分その他の行為は、第三条の規定による改正後の民事執行法の適用について、同法の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

(差押禁止動産に関する経過措置)

第十七条 施行日前に申し立てられた旧民事執行法第八十二条第一項に規定する動産執行又は一般の先取特権の実行としての旧民事執行法第一百三十一条の規定による改正後の民事執行法第百三十二条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における差し押さえはならない債権について)

第十八条 施行日前にされた第三条の規定による改正後の民事執行法(以下「旧民事執行法」とい

う。)第五十五条第一項若しくは第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定による通知がされた民事執行の事件については、同条第二項のただし書(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 施行日前にされた第三条の規定による通知がされた民事執行の事件については、同条第二項のただし書(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 この法律は、公布の日から起算して九年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十三条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十五条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十八条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(壳却の手続等に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に旧民事執行法第六十三条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定による通知がされた民事執行の事件については、同条第二項のただし書(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律は、公布の日から起算して九年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十三条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十五条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十六条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十七条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一五百四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（处分等の効力）

（施行期日）
第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした处分、手続その他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

（施行期日）
第二百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日）
第二百二十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第八一六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、第六十一条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同

（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十一条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同

（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十一条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同

条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第二条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（施行期日）
第三号 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。（平成二三年五月二十五日法律第五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第二条 この法律は、新非訟事件手續法の施行の日から施行する。（平成二五年二月一一日法律第七九六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、民事改正法の施行の日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

正後の民事執行法（次項において「新民事執行法」という。）第二十二条（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（新民事執行法の施行の際現に係属している外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判断を求める訴えに係る訴訟については、新民事執行法第二十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。）

附 則（平成三〇年五月二十五日法律第二九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第二条 この法律は、新民事執行法第百五十五条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により差押債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第百五十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（施行期日）
第三条 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第百五十五条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により差押債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第百五十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（施行期日）
第四十五条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、前条の規定による改正後の民事執行法第百二十一条及び第八十九条の規定は、公布の日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）
第四十五条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、前条の規定による改正後の民事執行法第百二十一条及び第八十九条の規定は、公布の日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）
第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によるなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（施行期日）
第五十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第五十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月一七日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成三十一年四月二十五日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（平成二二年十月二十一日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二二年十月二十一日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二二年十月二十一日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、民事改正法の施行の日から施行する。ただし、第六十一条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同

ついては、新民事執行法第七十七条（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

（第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその例による場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

子の引渡しを目的とする請求権についての強制執行の事件については、適用しない。

第五条 新民事執行法第二百五十五条の規定は、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(調整規定) 施行日が附則第一条第二号に定める日前となる場合には、同日の前日までの間ににおける新民事執行法第二百七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定

（附則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

（施行期日）

<p>別表第一 (第二十条関係)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。 (民事執行法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第七条 第二条の規定による改正後の民事執行法第一百六十七条の十七(同法第二百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に申し立てられる民事执行の事件について適用し、施行日前に申し立てられた民事执行の事件については、なお従前の例による。 (政令への委任)</p> <p>第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)</p>	<p>第二十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第一条 第一百一十二条第一項本文</p> <p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付す べき者の裁判所への掲示場</p>
---	--	---	---

第三百一十条の規定による措置を開始した	記載又は記録	書類又は電磁的記録	前条の規定による措置を開始した	第一条第一項ただし書	第二百第十一条	文一項本第	第二百第十一条	第三百一十条の規定による措置を開始した	裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したもの最も高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したもの最も高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方	交付する	第九百三十条	第一九条の十	
裁判所旨付き受けるべき旨の掲示場所へののす者け送い保書	記載	書類	当該掲示を始めた	第一条第一項ただし書	第二百第十一条	文一項本第	第二百第十一条	裁判所旨付き受けるべき旨の掲示場所へののす者け送い保書	記載又は記録	書類又は電磁的記録	前条の規定による措置を開始した	裁判所規則による措置	交付する	第九百三十条
第一九百第六条	二の二百三及び第二百五第一条	第一九百第五条	第一九百第三十三条	第一九百三十三条	第一九百三十三条	第一九百三十三条	第一九百三十三条	第一九百三十三条	記載された書面又は電磁的記録	当該書面又は電磁的記録	記載された書面又は電磁的記録	記載された書面又は電磁的記録	記載された書面又は電磁的記録	第一九百三十三条
内容及び経過等の記録における手続の方式、電子調査書(期日又は期日外)により最高裁判所規則で定めることころにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	記載	方法	書面	書面	書面	書面	書面	書面	記載された書面	当該書面	記載された書面	記載された書面	記載された書面	第一九百三十三条
第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	記載された書面	記載された書面	記載された書面	記載された書面	記載された書面	第五十二条
記録	電子調査書	電子調査書	電子調査書	電子調査書	電子調査書	電子調査書	電子調査書	電子調査書	記載された書面	記載された書面	記載された書面	記載された書面	記載された書面	第五十二条
記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	第五十二条
号	項目	条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条	第五十二条
正本	判決書の記載	判決書の記載	判決書の記載	調書	調書	調書	調書	調書	判決書	判決書	判決書	判決書	判決書	判決書

項 条 六 第 二 五 一 百	項 条 六 第 二 十 四 百	項 条 第 二 百	項 条 五 十 六 百	項 条 第 二 百	項 条 五 十 六 百	項 条 第 二 百	項 条 五 十 五 百	項 条 第 二 百	項 条 五 十 五 百	一 で ある こ と を 証 明 し た も の
記録された電子調書	記録しなければ	電子調書	同条第一項本文の通知が発せられた時	第百九条の二の規定による送達	同条の規定により作成された書面を送達すべき場所に宛てて発した時	第百九条の規定による送達	電子呼出状(第九十四条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたものに限る。)	呼出状	前条第二項の調書の謄本	第百九条の二の規定による
謄本調書のれ	記載されれば	記載しなしな	調書発した時	呼出状をべき場所に宛てて送達する外の方の公示送達	時が達り公生じ法定代理人の権限により読み替えた効力送達	規定期定により適用する第百二十二条の規定による効力送達	民事執行法第二十一条の二	公示送達	調書	六十七條第一項の第二項の規定により作成された電子調書
							電子判決書	調書	調書	六十七條第一項の第二項の規定により作成された電子調書
							その記録	その記載	その記載	について電子調書を作成し、これをファイルに記録した